

令和 8 (2026) 年度国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

研究計画調書作成・記入要領（新規）

研究計画調書は、科研費の交付を申請しようとする者が、公募要領に基づいてあらかじめ当該研究計画に関する内容を記入し、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）あてに提出するものであり、**日本学術振興会の科学研究費委員会における審査資料となるものである。**

ついては、下記の点に留意した上で、誤りのないように作成すること。

なお、科学研究費委員会における審査の結果、採択された場合には、交付内定の通知が行われ、この通知に基づき交付申請書を提出し、研究計画等が適正と認められた場合に科研費が交付されることになる。

記

- ・この作成・記入要領は、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」（以下「帰国発展研究」という。）の研究計画調書作成のための要領である。
- ・研究計画調書の作成に当たっては、公募要領で定めるルールに基づいて、研究代表者が責任を持って作成すること。
- ・審査においては多数の応募研究課題が審査に付されることを考慮し、本文は 11 ポイント以上（英語の場合は 10 ポイント以上） の大きさの文字等を使用すること。
- ・研究計画調書は、「Web 入力項目」と「添付ファイル項目」から構成される。
- ・各項目のタイトルが必ず頁の先頭に来るようにすること。また、各項目で定められた頁数は超えないこと。なお、各項目の指示に沿って作成をした結果、空白の頁が生じても構わないが、その場合、空白の頁を削除しないこと。
- ・様式上の留意事項については削除すること。また、それ以外の指示書き及び囲み枠は削除しないこと。
- ・英語で作成された研究計画調書も受け付ける。
- ・応募締切後に応募書類の修正を行うことはできないため、応募情報の入力漏れ、誤入力がないか（特に予算額の桁数に誤りがないか、研究課題名に誤字脱字やスペルの誤りがないか等）念入りに確認すること。

I 研究計画調書（Web 入力項目）

以下の項目は、「研究計画調書」の「Web 入力項目」であり、作成に当たっては、研究代表者が帰国発展研究専用の科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）において応募者情報の登録を行い、帰国発展研究の応募専用 ID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにアクセスして直接入力を行うこと。

Web 入力項目は、「電子申請システム」によって作成される研究計画調書の前半部分（「審査希望分野」「研究代表者氏名」等）及び後半部分（「研究経費とその必要性」）を構成することになる。なお、「研究費の応募・受入等の状況」欄は研究計画調書の PDF ファイル上では表示されず、審査に当たっては電子申請システム上に表示された内容で確認される。

Web 入力項目に係る作成・入力要領は「令和 8 (2026) 年度研究計画調書（Web 入力項目）（国際共同研究加速基金（帰国発展研究））作成・入力要領」を参照すること。

○Web 入力項目「前半部」

- ・審査希望分野
- ・最も関連の深い小区分・次に関連の深い小区分
- ・研究代表者氏名
- ・生年月日
- ・所属研究機関・部局・職
- ・研究者番号

- ・学位
- ・研究課題名
- ・研究の要約
- ・開示希望の有無

○Web入力項目「後半部」

「研究経費とその必要性」

- ・研究経費
- ・設備備品の明細
- ・消耗品費の明細
- ・国内旅費の明細
- ・外国旅費の明細
- ・人件費・謝金の明細
- ・その他の明細

「研究費の応募・受入等の状況」

- ・研究費の応募・受入等の状況

II 研究計画調書（添付ファイル項目）

以下の項目は、「研究計画調書（添付ファイル項目）」の内容であり、研究計画調書（PDFファイル）の中間部分に当たる。

研究代表者は、「研究計画調書（添付ファイル項目）」について、日本学術振興会の科学研究費助成事業ホームページから様式を取得し記入したものを、「電子申請システム」にアクセスして添付すること（3MB以下のファイルのみ添付可）。

作成に当たっては、下記の指示及びそれぞれの欄の指示に従うこと。また、様式の余白は、上20mm、下20mm、左25mm、右25mmで設定してある。余白の設定を変更すると、審査資料を作成する際、文字等の欠落等のおそれがあるので、設定を変更しないこと。

以下、(1)～(4)について、帰国発展研究の趣旨・対象を踏まえて、記述すること。

（趣旨）

海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援するものです。

当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しています。

（対象）

帰国発展研究の応募資格を有する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画

※応募にあたっては、下記の条件を全て満たす必要があります。

- ①日本国外の研究機関に所属し、独立した研究者として活動している者であること、又は、日本学術振興会海外特別研究員（以下「海外特別研究員」という。）として採用中の者かつ独立した研究者であること（日本国内の研究機関に所属している者を除く）
- ②現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
- ③科研費応募資格を有していない者であること

※海外特別研究員も応募時に「独立した研究者」として活動していることを示す必要があります。

(1)「研究目的、研究方法など」欄

本応募研究課題において何をしようとしているのか、その全体像を明らかにするため、研究計画調書に記載している指示に従って概要を含め記述すること。

概要については、10行程度で記述すること。

(2)「応募者の研究遂行能力」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記入すること。

これまでの研究活動（主要な研究業績を含む）については、**本研究計画に関連した「独立した研究者」としての研究活動を中心に、本研究計画の実行可能性を示すこと**。なお、国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等がある場合には、必要に応じてその内容を含めること。

研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。

研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること（例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報など）。

論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。

産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得など、研究活動を中断していた期間がある場合は、その事情を本欄に記述してもよい。

(3)「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。なお、該当しない場合には、その旨記述すること。

(4)「令和8(2026)年度国際共同研究加速基金（帰国発展研究）研究者調書」欄

次のことに留意し、1頁以内で記入すること。なお、1頁以内であれば「（職歴）」と「（現在の所属・職において独立して行っている研究活動状況及び海外における研究歴）」の行数はそれぞれ変更可能である。

①「外国機関の所属年数（日本の研究機関との兼務除く）」

職歴のうち、これまで外国機関に所属している年数について、日本の研究機関に兼務して所属している期間を除き、端数を切り捨てて年単位で記入すること（日本の研究機関における職務の比重が小さい場合であっても、兼務している期間は除くこと）。

②「（職歴）」

国内外を問わず、これまでの全ての職歴について記入すること。

③「（現在独立して行っている研究活動の状況及びこれまでの海外における研究歴）」

現在の所属・職における研究活動と、海外の研究機関におけるこれまでの特筆すべき研究活動及びその成果等について記入すること。特に、海外の研究機関において、応募者が自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得している場合には、主な獲得実績（資金制度・研究費名、研究期間、研究課題名、期間全体の研究経費の額等）について必ず記入すること。

※「研究経費とその必要性」欄、「研究費の応募・受入等の状況」欄の入力に当たっては、「令和8(2026)年度研究計画調書（Web入力項目）（国際共同研究加速基金（帰国発展研究））作成・入力要領」を確認すること。

個人情報の取扱いに係る同意書について

「EU 一般データ保護規則第 2016/679 号 (General Data Protection Regulation : GDPR)」及び「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する 2016 年 4 月 27 日欧州議会及び欧州理事会規則 (英国一般データ保護規則)」への適切な対応のため、日本学術振興会では、欧州経済領域 (EEA) 及び英国 (以下まとめて「EEA 等」という。) に所在する方から個人情報を取得する際は、その利用目的や個人情報の取扱いを明示した上で同意を得ることとしています。

帰国発展研究においても、EEA 等に所在する研究者が応募する際には個人情報の取扱いに係る同意書を提出する必要がありますので、公募要領「(2) 電子申請システムを利用した応募」③の内容及び「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容を確認し、同意書に署名の上、必ず PDF 化し電子申請システムにアップロードしてください。

※「個人情報の取扱いに関する同意書」の様式は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/koubo.html) から取得してください。

※応募時点で EEA 等以外の地域に所在している場合、同意書を提出する必要はありません。